

会津若松地方広域市町村圏整備組合競争入札心得

(平成18年8月31日決裁)

(平成19年 3月9日決裁)

(平成20年1月29日決裁)

(平成21年3月12日決裁)

(平成23年6月10日決裁)

(趣旨)

第1条 会津若松地方広域市町村圏整備組合の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を行う場合における入札その他の取り扱いについては、法令の定めるもののほかこの心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(入札等)

第3条 入札参加者は、仕様書、特約条項、契約の方法及び入札条件を熟知の上、入札しなければならない。

2 工事請負契約の入札参加者については、前項に加え、設計図書等及び現場等を熟知するとともに、会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款を熟知の上入札しなければならない。

3 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。ただし、郵便による入札(以下「郵便入札」という。)による場合は、この限りでない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を当該代理人に持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札の代理人とすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書をいったん提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記様式）を契約事務を担当する課長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札等の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、管理者は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札参加の資格のない者の行った入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の日時まで所定の入札保証金を納めず、又は不足する者の行った入札

(4) 郵便入札を認めない場合における郵便入札

(5) 入札書が所定の日時まで所定の場所に到着しない入札

- (6) 記名押印を欠く入札
- (7) 入札書の文字及び記号について鉛筆等消滅しやすい方法で記入された入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の行った入札
- (11) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となった者の行った入札
- (12) 連合（談合）その他の不正行為によってなされたと認められる入札
- (13) 民法上入札が無効として扱われる入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、法令又は組合が指定した事項に違反した入札  
（落札者の決定）

第8条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項及び第167条の13の規定による契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合において、予定価格の制限の範囲内の最低の価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該最低入札価格の入札をした者（入札参加資格を有していると認められた者に限る。以下「最低価格入札者」という。）により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を実施し、おそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、落札者とししないものとする。

2 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合において、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者（入札参加資格を有していると認められた者に限る。）を落札者と決定する。また、次順位価格が調査基準価格を下回る入札であったときには、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者の入札価格が、会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事低入札価格調査取扱要領（平成17年3月30日決裁）第3条の2第1項に定める失格基準価格を下回る価格であるときは、第1項の調査を行わず、当該入札者を落札者とししないものとする。

4 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定を適用した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低価格をもって申し込みした者を落札者とする。

5 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かな

い者があるとき又は郵便入札等のため、当該入札を行った者が開札に立ち会わないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

6 前2項の規定は、開札後において入札参加資格審査を行う制限付一般競争入札について準用する。この場合において同項中「落札」とあるのは、「落札候補」と読み替えるものとする。

(再度入札等)

第9条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便入札による場合は再度入札は行わない。

2 再度入札の回数は原則として1回とする。なお、再度の入札において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、必要に応じて、2回目の再度入札を行う。

3 再度入札により落札者がいないときは、予定価格と最低入札価格との差が小額で随意契約ができると認められるときを除き、再度公告、指名替え等により改めて入札を行う。

4 初回の入札に参加しなかった者及び無効入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(契約保証金)

第10条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第11条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約権者が指示する契約書の案に記名押印し、関係書類を添えて速やかに契約権者に提出しなければならない。

2 契約書の作成を要しない場合において、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。

(異議の申立て)

第12条 入札参加者は、入札後、この心得の不明を理由として異議を申し立てることができない。

(補則)

第13条 この心得に疑義がある場合、入札参加者は、その疑義について入札前において質問をすることができる。

附 則

この心得は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成20年1月29日から施行する。

附 則

この心得は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

この心得は、決裁の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

## 入 札 辞 退 届

今般、都合により下記の入札を辞退いたします。

記

工事（委託業務）番号

工事（委託業務）名

工事（委託業務）場所

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

会津若松地方広域市町村圏整備組合管理者